



コード番号	3.7.1	業務名	独自調達ドライバー等
事例	所属独自のドライバー・更新プログラム等の調達		

項目	手続	留意点
① 調達	<p>手順1 職員等は、ドライバー・更新プログラム等の導入・更新が必要な場合は、情報化推進リーダーに相談する。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、使用許諾条件を確認し、職員等にドライバー・更新プログラムの調達を指示する。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、ドライバー・更新プログラム等の調達を確認する。</p>	<p>調達とは、購入、又は、ダウンロードまでの手続きを指し、インストールは別手続き（コード番号4.5参照）。（購入手続きを要さない場合は場合は、調達申請とインストールの申請を同時に行うことができる。）</p> <p>※1 ドライバー・更新プログラム等は、ハードウェア又はソフトウェアに付随したものであり、無償であることを前提とする。 Docu Works等の有償のものは、通常のソフトウェアとして取り扱う。</p> <p>※2 ドライバー・更新プログラム等の調達は、インターネット等からのダウンロード又はインストールCD等の調達までの作業である。</p> <p>※3 ドライバー・更新プログラム等は、通常ダウンロードし、そのままインストールする流れであるため、使用許諾条件で無償であることを確認し、インストール（コード番号4.5）の手続きから行うことになる。</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

6 対象資産の調達に関する情報の把握

資産管理者は、対象範囲内で調達した対象資産を適時・適切に把握する手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

5 対象資産調達時の手続き

対象資産の調達に当たっては、特に定めのないことについては地方自治法、財務規則及び物品の購入等の事務に関する規則に定めるところによる。

(6) ドライバー・更新プログラム等

ドライバー・更新プログラム等は、申請は不要とする。ただし導入後に速やかに情報セキュリティ副統括責任者に報告しなければならない。